

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
前橋市	H28.4 条例 H28.9 一部改正 H31.3 一部改正	<p>1 産業用公有地取得型 2,000平方メートルを超える産業用公有地※1を取得し、当該土地に対象施設※2の新設等を行う</p> <p>2 産業用公有地事業用賃借型 2,000平方メートルを超える産業用公有地※1を本市又は群馬県企業局と事業用賃借し、当該土地に対象施設※2の新設等を行う</p> <p>3 民有地取得型 2,000平方メートルを超える産業用地※3を取得し、当該土地に延床面積が1,000平方メートルを超える対象施設※2の新設等を行う(当該新設等に係る投下固定資産総額が1億円を超えるもの)</p> <p>4 民有施設活用型 既に産業用地※3内に存する空き施設の2,000平方メートルを超える土地、対象施設及び償却資産を取得し、当該施設※2を活用して事業を開始する(当該施設の活用に係る投下固定資産総額が1億円を超えるもの)</p> <p>5 民有地事業用賃借型 2,000平方メートルを超える産業用地※3を事業用賃借し、当該土地に延床面積が1,000平方メートルを超える対象施設※2の新設等を行う(当該新設等に係る投下固定資産総額が1億円を超えるもの)</p> <p>※1 産業用公有地 本市又は群馬県企業局が所有し、かつ、企業立地を目的として分譲等しているもの ※2 対象施設 工場、物流施設(倉庫含む)、試験研究施設、本社、データセンター、地区計画適合施設(ローズタウンF地区内で 住宅用途除く)、その他事業所(従業員30名以上) ※3 産業用地 用途地域のうち工業地域又は工業専用地域に定められた区域、その他市規則で定めるもの</p>	—	<p>A 施設設置助成金 ・固定資産税、都市計画税相当額(3年目は4分の3、4年目は4分の2、5年目は4分の1) ・交付期間:5年(産業用公有地取得型のみ)/3年</p> <p>B 事業促進助成金 ・事業所税相当額(3年目は4分の3、4年目は4分の2、5年目は4分の1) ・交付期間:5年(産業用公有地取得型のみ)/3年 ※事業所税減免を受けた際は、減免額に相当する額を差し引く</p> <p>C 雇用促進助成金 ・前橋市民新規雇用者、転勤し前橋市民となった者1人20万円 ・限度額:500万円</p> <p>D 用地取得助成金 ・10%補助(産業用公有地取得型のみ) ・限度額:1億円</p> <p>E 埋蔵文化財発掘調査助成金(1/2補助)(産業用公有地取得型のみ) ・限度額:1千万円</p>	—	<p>前橋市企業立地促進条例 1の場合 全て</p> <p>・2、5の場合 B、C</p> <p>・3、4の場合 A~C</p>
	H14.4 要綱 H28.4 一部改正	市企業立地促進条例の指定業者	—	—	<p>融資 ・上限6億円 ・期間12年以内 ・利率年1.5%以内(保証付1.1%以内)</p>	企業誘致促進資金融資制度実施要綱
	H22.7 条例 H27.4 一部改正 H28.1.1 一部改正 H29.1.1 一部改正	<p>・中小企業(資本金1億円以下)等 ・事業所税の課税対象において、H22.6.1~R2.5.31までの間に終了する事業年度又は課税期間が対象</p>	<p>※事業所税減免割合終了する事業年度又は課税期間により次のとおり ①H24.6.1~H28.5.31:5/6 ②H28.6.1~H29.5.31:4/6 ③H29.6.1~H30.5.31:3/6 ④H30.6.1~R元.5.31:2/6 ⑤R元.6.1~R2.5.31:1/6</p>	—	—	前橋市中小企業者等に係る事業所税の減免に関する条例

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
	H28.9 条例 H30.6 一部改正 R1.9 一部改正	・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	【固定資産税軽減税率】 ○移転型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○拡充型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3	—	—	前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
高崎市	H20.3 規則 H25.4 一部改正	・市内へ立地する事業者が土地を取得するための資金及びそれに伴う建物・機械設備の取得資金 ・市内事業者が既存敷地内で建物等の建替・増設するための資金及びそれに伴う機械設備の取得資金	—	—	融資 ・限度額10億円 ・期間15年以内 ・利率 年1.3%(保証付0.9%)	高崎市中企業等振興資金融資促進規則
	H28.2 条例 H30.6 一部改正	・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	【固定資産税軽減税率】 ○移転型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○拡充型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3	—	—	高崎市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
桐生市①	H20.3 条例	・地域未来投資促進法の基本計画対象事業 ・地域経済牽引事業 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上	3年間免除	—	—	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例
	H28.12 条例	本社機能(特定業務施設)の移転及び拡充を行う事業者 ・令和4年3月31日までに群馬県の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けていること ・認定の日から2年間の間に特定業務施設を新設または増設し、取得した減価償却資産の取得価格の合計が、3,800万円以上であること(中小企業にあつては1,800万円以上)	固定資産税の不均一課税 (3年間軽減) 1年目:4分の4 2年目:4分の3 3年目:4分の2	—	—	地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
	H17.5 条例	過疎	3年間免除	—	—	過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考	
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)		
桐生市②	H30.4 要綱	桐生武井西工業団地を桐生市 土地開発公社から取得した事 業者	1 固定資産税助成金 ・当該年度の固定資産税を完納 ・土地の売買契約から1年以内に事業所 等の建築に着手 2 建物建設助成金 ・当該工事代金の全額支払完了 ・投下固定資産額1千万円以上 3 緑地設置助成金 ・緑地設置工事代金の全額支払完了 ・桐生武井西工業団地地区の地区計画に 定める基準以上の緑地を設置 4 雇用促進助成金 ・操業日までに新規雇用した桐生市民及 び、新設する事業所等に勤務するため新 たに桐生市内に住所を有することとなつた 者 ・6か月以上継続して雇用され、その間引 き続き桐生市に居住 5 太陽光発電システム設置助成金 ・太陽光発電システム設置工事代金の全 額支払完了 ・当該事業所等において使用するために 設置したもので、操業開始時までに着手し たもの 6 用地取得助成金 ・当該土地代金を全額支払完了	—	・固定資産税相当額 ・交付期間:3年 ・建物固定資産評価額の4/100 ・限度額:400万円 ・緑地設置費用の30/100 ・限度額:300万円 ・新規雇用者×10万円 ・限度額:200万円※1事業者1回 ・太陽光発電システム設置に係 る費用から団体等からの補助金 を差し引いた額の20/100 ・限度額:300万円 ・用地取得価格の5/100	—	桐生武井西工業団地に係る企 業立地促進助成金交付要綱
伊勢崎市	H17.4 要綱 H29.4 一部改正 H30.4 一部改正 H31.4 一部改正	【対象事業者】 日本標準産業分類に掲げる製造業、道路貨物運送業、こん包業及び卸売 業並びに群馬県企業局(以下、「企業局」という。)が造成した工業団地等の 用地を企業局から取得した企業で、市民税特別徴収事業者であり、市税の 滞納がないもの。 【新設】 下記のいずれかの土地を取得し、新たな事業所を操業すること。(用地取得 日または都市計画法第36条2項の検査済証の交付を受けた日から3年以内 に操業開始) (1) 工業専用地域又は工業地域に、3,000㎡以上(製造業のみ) (2) (1)外の地域に6,000㎡以上(製造業のみ) (3) 企業局が造成した工業団地 【増設】 ○対象事業 ・市内で操業している工場立地法の届け出事業者で、同一敷地内に建築面積500㎡ 以上の工場を増設し操業すること。(工事完了後、1年以内に操業開始) ・増設前の工場等で従業員(派遣労働者を除く)を50人以上雇用していること。 ・2人以上の市内在住者を新たに常時雇用し、6か月以上継続雇用していること。(雇 用保険法第4条第1項に規定する被保険者及び厚生年金保険法第9条に規定する 被保険者に該当する者であって、労働契約期間の定めがないもの。)	—	操業後に賦課された固定資産 税及び都市計画税の納税額の 1/2 ・交付期間:3年 操業後に賦課された増設分の 固定資産税及び都市計画税の 納税額の1/2(土地は対象外) ・交付期間:3年間	—	企業立地促進奨励金交付要綱	

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
		<p>【雇用】</p> <p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設及び増設の補助要件を満たしていること。 ・下記のいずれかの要件を満たしていること。 <p>(1) 市内在住者を新たに常時雇用し、6か月以上継続雇用していること。</p> <p>(2) 既に市外の工場等で常時雇用されている者が、市内に住所を移し(転入者)、新設された工場等で6か月以上継続して勤務していること。(雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者及び厚生年金保険法第9条に規定する被保険者に該当する者であって、労働契約期間の定めがないもの。)</p>		市内在住者で新たに常時雇用した者及び転入者1人につき20万円 ※1回限り(初回申請時)		
太田市	H6.4 要綱 (旧) H17.3 要綱 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業(市内で1年以上継続して同一事業を営み市税を完納しているものに限る)が市内に施設・設備等を設置しようとする場合 ・中小企業(1年以上継続して同一事業を営んでいるものに限る)が他市町村から市内の工業団地等に進出しようとする場合 	—	—	融資 ①近代化資金 ・限度額3千万円 ・期間10年以内 ・利率年1.6%以内 ②高度化資金 ・限度額5千万円 ・期間10年以内 ・利率年1.6%以内 (保証協会付きは0.2%引き下げ) ※①②の併用可	太田市中心小企業設備資金融資要綱 ※合併に伴いH17.3に現行要綱制定
沼田市	H17.2 条例 H25.5 一部改正	・過疎	3年間免除	—	—	過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例
	H28.3 条例 H30.9 一部改正	・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定	○移転型 3年間免除 ○拡充型 3年間免除	—	—	地方活力向上地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
	H2.3 条例 H25.3 一部改正 H27.9 全部改正 R2.3 一部改正	<p>・低工(市条例にて継続)</p> <p>【対象地域】市内全域</p> <p>【業種】 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業</p> <p>【要件】 ①事業用施設の新設または増設 ア 3,000㎡以上の一団の土地を取得し、その土地を取得した日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建築面積500㎡以上の事業用施設の建設に着手した企業。 イ 市内にある市有地を使用し、賃貸借契約の締結の日から起算して1年以内に当該市有地を敷地とする建築面積500㎡以上の事業用施設の建設に着手した企業。 ②本社機能の移転 市外から本社機能を移転し、商業登記法に規定する本店を市内に登記した企業。</p>	3年間免除	—	—	企業誘致推進条例
		1. 用地取得助成金	—	用地取得代金の10%(1㎡当たり1,000円、総額5,000万円を限度)	—	
		2. 施設設置助成金	—	ア 土地を取得した場合 固定資産税及び都市計画税相当額(3年間) イ 貸し付けによる市有地を使用した場合 固定資産税及び都市計画税相当額(5年間)	—	
		3. 雇用調整助成金	—	新規雇用者1人につき10万円(1事業者1回限り、500万円を上限)	—	
	S55.3 規則 H27.3 一部改正	<p>・準工業地域、工業地域及び工業専用地域若しくは市長が特に認めた地域に新たに工場を設置</p> <p>・新設の場合 投下固定資本総額が3,000万円以上のもの</p> <p>・増設の場合 現有固定資産総額(土地を除く。)に対し、増設分の固定資産増加率(土地を除く。)が30パーセント以上のもの</p>	—	・助成金:固定資産税 ・限度額:200万円	—	中小企業振興条例施行規則
	H20.3 条例 H24.12 一部改正 H30.3 一部改正	<p>・「地域経済牽引事業計画」の県による承認。</p> <p>・事業の先進性について国の確認。</p> <p>地域経済牽引事業の承認要件</p> <p>①地域未来投資促進法の群馬県基本計画の地域特性を活かした事業分野のいずれかに当てはまること。</p> <p>②高い付加価値(増加分4,300万円以上)を創出すること。</p> <p>③いずれかの経済的効果が見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引額2.5%増加 ・売上2.5%増加 ・雇用者数7.8%増加 ・雇用者給与等支給額2.1%増加 	3年間免除	—	—	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
館林市	H10.4 規則 H21.4 一部改正 H27.4 一部改正 H28.4 一部改正	・市外企業が新たに市内に工場、その他の事業所を新築若しくは生産等の機械設備を設置、又はこれらに直接必要な土地等を購入する中小企業に対する融資	—	—	経営振興資金 ・限度額:5千万円 ・期間10年 ・利率年1.7%	館林市中小企業融資条例施行規則
	H28.4 規則	・上記の館林市経営振興資金利用者に対し利子補給	—	—	利子補給 ・融資実行から2年間の支払利子額の100% ・R3.4.1～R4.3.31に融資実行となったもの	館林市経営振興資金利子補給規則
渋川市	H18.2 条例 H27.4.1 条例及び規則全部改正 H31.4 条例一部改正 R2.4 規則一部改正	【対象工場】 ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業、情報通信技術利用事業又は情報処理サービス業、試験研究施設 【指定基準】 ・投下固定資産額5千万円以上、市税に未納がないこと ・工場等の新設の場合 常時雇用従業員15人以上であること又は新規雇用5人以上であること ・工場等の増設の場合 用地の取得及び新規雇用(市内在住者)2人以上であること	—	ア 工場等設置奨励金 ・工場等の新設の場合 5年間、固定資産税相当額を交付(限度額:500万円/年) ・工場等の増設の場合 3年間、固定資産税相当額を交付(限度額:300万円/年) イ 雇用促進奨励金 ・本市居住の新規雇用者×10万円(事業開始日から6か月以上継続雇用) ・1回のみ ・限度額:5百万円	施設整備 ・工場の新設のため道路・河川・排水路等を整備(別途協議のうえ決定)	工場等設置奨励条例 工場等設置奨励条例施行規則
	R2.10.1 要綱制定 R3.4.1 改正予定	【交付対象者】 自ら市内の空き物件を整備して新たにサテライトオフィスを開設する企業等であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。 1 市内の空き物件を賃借し、使用賃借し、又は取得すること。 2 サテライトオフィスとして3年以上運用することを誓約すること。 3 サテライトオフィスを設置するに当たり、建築基準法の規定及び建築基準法施行令第9条に掲げる建築基準関係規定に違反しないこと。	—	市内の空き物件を活用してサテライトオフィスを設置する企業等に対して改修費用の一部を助成補助率 2/3 上限100万円	—	サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
	R3.4.1 要綱制定 予定	<p>【交付対象者】</p> <p>群馬県外に有する本社機能の全部又は一部を、渋川市内に移転する事業者であって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2号に規定する特例有限会社であること。</p> <p>2 移転後の本社機能に従事する者が5人以上で、その内2人以上が正規雇用者であること。</p> <p>3 本社機能の移転後、渋川市内で5年以上運営することが誓約できること。</p> <p>他</p>		<p>・本社機能移転促進補助金 移転に係る費用(土地・事務所の取得費・賃貸に係る初期費用、改装費用、設備工事費用、備品購入費用、委託費用)の2/3の額を補助(限度額200万円)</p> <p>・本社機能従事者移住補助金 本社機能の移転に伴い、渋川市内に移住し、市に転入した正規雇用者1人当たり10万を補助(限度額100万円)</p>		本社機能移転促進補助金交付要綱
藤岡市	H15.3 条例	<p>【奨励金対象者】</p> <p>製造業、情報通信業、運輸業、サービス業、研究施設等</p> <p>【要件】</p> <p>1 事業所の新設 1,000㎡以上、投下固定資産1億円以上、5人以上新規雇用</p> <p>2 事業所の増設 50%超の建物増築、投下固定資産1億円以上、10人以上新規雇用</p> <p>3 事業所の購入、賃貸 1年以内事業開始、10人以上新規雇用</p> <p>4 ソフトウェア業及び自然科学研究所の研究施設の新設 投下固定資産1億円以上、200㎡以上、常時従業者5人以上かつ新規雇用あり</p> <p>5 製造業の研究施設の新設 1,000㎡以上、投下固定資産1億円以上、常時従業者20人以上かつ新規雇用あり</p> <p>6 工業団地立地企業 (群馬県、藤岡市、藤岡市土地開発公社が分譲、賃貸する工業団地に立地する企業)</p>	-	<p>ア 事業所設置奨励金 固定資産税及び都市計画税相当額、下記範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度80/100 ・次年度50/100 ・3年目30/100 ・4年目20/100 ・5年目20/100 <p>イ 雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者×10万円 ・限度額:500万円 <p>ウ 緑地設置助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30%補助 ・限度額:300万円 	-	<p>企業誘致促進条例 【1、2及び4、5、6の場合】 ア～ウ</p> <p>【3の場合】 イ</p>

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
富岡市	H18.3 条例	【対象事業者】製造業	-	施設設置費助成金 ・固定資産税相当額1/2 ・交付期間:3年	・用地の資料提供、斡旋 ・工場設置に必要な援助 ・手続の円滑、迅速処理 ・従業員住宅の斡旋 ・公共施設の計画的整備	富岡市企業誘致条例 農工法(S47、S56、H3)
	H28.4 一部改正	・2,500万円(中小1,000万円)以上の工業生産設備新增設 (低工法に基づく固定資産税課税免除の代替措置H15.10.22~)				
		【対象事業者】製造業、情報通信業、運輸業、宿泊業等				
		・1,000㎡(中小500㎡)以上の土地取得又は賃貸 ・用地取得から3年以内に操業 ・投下固定資産額 2,500万円(中小1,000万円)以上 ・新規採用従業員5人(中小2人)以上				
	H20.3 条例 H30.4	・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ・先進性の確認申請書の承認	3年間免除	-	-	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例
	H28.3 条例 H30.9 一部改正	・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	【固定資産税軽減税率】 ・開始年度:1/10 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2	-	-	富岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
安中市	H18.3 条例	・県及び市造成工業団地への市内中小企業移転	-	-	利子補給 5年間 ・限度額:200万円/年	工業団地工場移転事業に伴う助成条例
	H18.3 条例	【対象事業者】 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業であって、県または市から土地を取得し、3年以内に事業を開始 ※雇用促進奨励金の対象雇用については市内居住、1年以上の継続雇用	3年間免除	雇用促進奨励金 ・新規雇用者×10万円 ・限度額:1千万円 用地取得奨励金 ・1㎡当たり3,000円 ・限度額:1億5千万円 工場等関連施設整備奨励金 ・工場等関連施設整備費1/2 ・限度額:2千万円	-	企業誘致促進条例

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
	H20.3 条例 H30.4	・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認	3年間免除	—	—	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例
	H28.9 条例 H30.9 一部改正	・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	【固定資産税軽減税率】 ・開始年度:1/10 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2	—	—	安中市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
みどり市	H18.3 条例	・過疎	3年間免除	—	—	過疎対策のための市税(固定資産税)の課税特例に関する条例
	H22.7 条例	※新設は1～4すべて要件、増設・移設はすべて又は1～3を満たすこと 1 事業所用地3,000㎡以上取得【増設・移設】1,000㎡以上 2 用地取得から3年以内に操業 3 投下固定資産額3,000万円以上【増設・移設】1,000万円以上 4 新規地元常用雇用5人以上【増設・移設】2人以上	—	ア 企業立地促進奨励金 ・固定資産税相当額 ・交付期間:3年 ・限度額:なし イ 雇用奨励金 ・新規雇用者×20万円 ・交付期間:3年間、限度額:なし ※都市計画マスタープランに設定された工業系ゾーン及び工業系土地利用誘導ゾーンに企業立地した場合は5年間	—	企業立地促進条例
	H28.12 条例	・地方再生法に基づく地方拠点整備に伴う固定資産税の不均一課税の実施 群馬県の地域再生計画「群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備推進プロジェクト」に従って、本社等の特定業務施設を整備した場合に、その施設の用に供した固定資産に対し課税される固定資産税の税率を3年間に限り軽減します。	不均一課税適用税率 【移転型・拡充型共通】 1年目:0 2年目:0 3年目:1/2			みどり市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
榛東村	H24.4 条例	・大規模太陽光発電設備等(最大出力500KW以上の発電設備)を設置した事業者	3年間免除	—	—	自然エネルギーの推進等に関する条例
	H26 条例 H30.4	・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林水産関連業種5000万円以上 ・先進性の確認申請書の承認	3年間免除	—	—	榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定 改め 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例(H30.3)

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
上野村	H12.5 条例	・過疎	3年間免除	—	—	村税課税特例条例 過疎(S45～)
	S44.6 条例	・工場の新設・増設 ・投下資本額 500万円以上 ・常時使用従業員数 30人以上	—	・1,000円/坪 ・限度額:100万円	—	工場誘致条例
神流町	H15.4 条例	・過疎	3年間免除	—	—	過疎対策のための町税(固定遺 産税)の課税の特例に関する条 例
	H30.4	・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林水産関連業種5000万円以上 ・先進性の確認申請書の承認	3年間免除	—	—	神流町地域経済牽引事業の促 進による地域の成長発展の基 盤強化のための固定資産税の 課税の特例に関する条例
下仁田町	S62.7 条例	・過疎	3年間免除	—	・用地の資料提供、斡旋 ・工場設置に必要な援助 ・手続の円滑、迅速処理 ・従業員住宅の斡旋 ・公共施設の計画的整備	企業誘致促進条例 過疎(S55～)
	H20.3 条例	・企業立地促進法の同意基本計画対象業種 ・企業立地計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額2億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上	3年間免除	—	—	企業立地の促進等による地域にお ける産業集積の形成及び活性化 のための固定資産税の課税の特 例に関する条例
	H30.4	・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林水産関連業種5000万円以上 ・先進性の確認申請書の承認	3年間免除	—	—	
	H28.3 条例	・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定 地域再生法第17条の2第1項第1号及び第2号に掲げる事業に該当する場合 に固定資産税の不均一課税を実施	【固定資産税軽減税率】 開始年度:0.14% 第2年度:0.35% 第3年度:0.70%	—	—	地方活力向上地域における固 定資産税の課税に関する条例
南牧村	S54.6 条例	・商工業その他過疎防止のための事業 ・5人以上雇用		—	・利子補給 5年間 年5%以内	過疎対策条例 過疎(S46～)
	H12.6 条例	・過疎	3年間免除	—	—	村税課税特例条例農工(S55)

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
甘楽町	H18.12 条例 H30.3 全部改正	【対象要件】 ・1,000㎡以上(中小企業等にあつては500㎡以上)の土地を購入し、新設又は増設する企業 ・土地を取得した日の翌日から起算して3年以内に設置した施設等を操業し、又は業務を開始 ・投下固定資産(土地を除く)の額が2,000万円以上(中小企業等にあつては1,000万円以上) ・町内に住所を有する従業員が5人以上(中小企業等にあつては2人以上)		企業誘致促進事業補助金 ①固定資産税相当額(3年間) ②下水道事業受益者負担金(分担金)相当額2分の1 ③新規雇用者 ・町内移住者雇用1人10万円 ・町内在住者雇用1人8万円	—	企業誘致促進条例
	H28.3 条例	対象要件 ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けたもの ・特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価格の合計額が3千8百万円以上	【固定資産税軽減税率】 開始年度:0.14% 第2年度:0.35% 第3年度:0.70%	—	—	甘楽町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
	H30.3 条例	対象要件 ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の認定を受けたもの ・事業のための土地・家屋・構築物で取得価格の合計額が1億円以上 ・基本計画の同意の日から5年以内の取得	3年間免除	—	—	甘楽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例
中之条町	S49.9 条例 S62.6 一部改正 H元.3 一部改正 H13.1 一部改正 H14.4 一部改正 H17.1 一部改正	対象地域 ・農村地域工業等導入実施計画による工業等導入地区(中之条駅南地区) 対象要件 ・生産設備の取得価額の合計額が3千万円以上 ・設備導入により増加する雇用者(日雇いを除く)の数が15人以上(道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業に限る) 対象業種 ・金属・家具製造業等	3年間免除	—	—	農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例
	S60.3 条例	対象地域 ・農村地域工業導入促進法、又は工業立地法により規定された地区等 対象要件 ・投下固定資産額が2千万円以上 ・常時使用従業員数が30人以上 ただし、町内移転の場合は、10人又は2/10に相当する数のいずれかの増員 ・敷地面積が3千平方メートル以上 ・新設に限る 対象業種 ・製造業、製造業に関する試験研究所	—	・固定資産税相当額(町内移転又は未納分は除く) ・操業開始にあつての投下固定資産額1/20相当する額(限度額:5千万円)	・用地の資料提供・斡旋 ・用水の確保 ・労働力の充足 ・工場設置及び操業に必要な協力 ・従業員住宅の斡旋	企業誘致等促進条例

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
	H20.4条例 H25.9 一部改正 H30.3 一部改正	対象要件 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上 ・併用資産については、使用割合が1/2以上 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・新設に限る 対象業種 ・地域未来法の同意基本計画対象業種	3年間免除	—	—	中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例
	H22.3 条例 H22.4 一部改正 H25.6 一部改正 H30.6 一部改正	対象地域 ・過疎地域(町全域)	3年間免除	—	—	過疎対策のための町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例
	H28.4 条例 H30.3 一部改正 H30.9 一部改正	対象地域 ・群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトにおける指定区域 【移転型】大字中之条町・伊勢町、及び旧沢田小学校・旧名久田小学校 【拡充型】大字中之条町・伊勢町 対象要件 ・特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円(中小企業者にあつては、1,900万円)以上 【移転型】東京23区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備 【拡充型】対象地域内における特定業務施設の整備 対象業種 ・特定業務施設整備計画の認定事業者	・固定資産税の不均一課税(最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限る) 【移転型】開始年度0/100、第2年度0.35/100、第3年度0.7/100 【拡充型】開始年度0/100、第2年度0.46/100、第3年度0.93/100			地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
長野原町	S57.3 条例	・工場設備投資額 1千万円以上 ・常時使用従業員 15人以上	—	固定資産税相当額 ・初年度:100/100 ・次年度:80/100 ・3年目:70/100 ・4年目:60/100 ・5年度目:50/100	工場用地道路、上水道、関連施設等 便宜供与した場合、奨励金なし	工場設置奨励条例
嬭恋村	H22.6 条例	・過疎(経過措置期間)	3年間免除			村税課税特例条例過疎
	R3.3 条例	・承認地域経済牽引事業計画に係る法第4条第6項の規定による同意を得た基本計画における促進区域においてその地域経済牽引事業に属する事業のための施設のうち法第26条の地方公共団体等を定める省令第2条に定めるものを促進区域内に設置した事業者	3年間免除			嬭恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
東吾妻町	H25.3 条例 H29.3 一部改正	【新設】 ・固定資産投資額2千万円以上、新規雇用者(常時雇用)3名以上 【増設、移転】 ・固定資産投資額2千万円以上、増加雇用者1名以上	—	1 固定資産税相当額 ・交付期間:3年 2 事業所等用地取得 ・土地取得価格1/2 ・限度額:1千万円 3 事業所等関連施設整備費 ・建設投資額1/2 ・限度額:1千万円	—	企業立地促進条例
	H21.3 条例 H25.3 一部改正 H30.3 一部改正 R2.12.14 一部改正	・承認地域経済牽引事業計画に係る法第4条第6項の規定による同意を得た基本計画における促進区域においてその地域経済牽引事業に属する事業のための施設のうち法第26条の地方公共団体等を定める省令第2条に定めるものを促進区域内に設置した事業者	3年間免除			東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例
	H23.3 条例	・過疎	3年間免除	—	—	町税課税特例条例過疎
	H28.3 条例 H30.3 一部改正 R2.6.16 一部改正	・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定 地域再生法第17条の2第1項第1号及び第2号に掲げる事業に該当する場合に固定資産税の不均一課税を実施	【固定資産税軽減税率】 ○第1号に掲げる事業 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○第2号に掲げる事業 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3	—	—	
片品村	H12.3 条例	・過疎	3年間免除	—	—	村税課税特例条例過疎(S46～)
川場村	H21.3 条例	・新規雇用5人以上 ・土地、建物、償却資産の取得価格の合計額 1億円以上	—	・固定資産税相当額 ・交付期間:3年	—	企業誘致奨励金交付条例
	H30.4	・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林水産関連業種5000万円以上 ・先進性の確認申請書の承認	3年間免除	—	—	
昭和村	H30.3 条例	・地域未来投資法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・地域経済牽引事業の国の先進性の確認 ・国の先進性の確認を受けた事業における土地・建物・構築物の取得価格の合計額1億円超(ただし、農林漁業関連業種5千万円超)	3年間免除	—	—	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
みなかみ町	H17.10 条例	・固定資産投資額 5千万円以上 ・常時使用従業員数 20人以上	—	・固定資産税相当額70/100 ・交付期間:5年	交通、水道、工場排水等施設整備(固定資産税相当額範囲内)補助(補助した場合、奨励金なし)	工場設置奨励条例
	H20.4 条例 H21.6 一部改正 R1.9 一部改正	・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・事業の先進性について国の確認 ・家屋、構築物、これらの敷地である土地の取得価格の合計額1億円超(ただし、農林漁業関連業種5千万円超)	3年間免除	—	—	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例
	H22.6 条例	・過疎地域 ・2,700万円超 ・製造業、農林水産物等販売業、旅館業	3年間免除	—	—	過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例
玉村町	H21.3 条例 H30.3 条例改正 R2.12 一部改正	・地域未来法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上	3年間免除	—	—	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例 H30.4.1施行
	H23.3 条例 R2.4 一部改正	・事業所在地3,000㎡以上取得し、用地取得から1年以内に建設に着手【新設のみ】 ・投下固定資産額【新設】1億円以上、【増設・移転】5千万円以上 ・企業立地に係る事業所について、公害の発生のおそれがないこと、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること	—	企業立地促進奨励金 ・固定資産税相当額 ・交付期間:3年 ・限度額 1,500万円/年	—	企業立地促進条例 H23.4.1施行
	H28.9 条例 H28.12 一部改正 H30.3 一部改正 R2.3 一部改正	対象地域 ・群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトにおける指定区域 【移転型・拡充型共通】大字上福島の一部、上茂木の一部、川井の一部、下新田の一部、下茂木の一部、箱石の一部、樋越の一部、福島の一部 対象要件 ・特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円(中小企業者にあつては、1,900万円)以上 【移転型】東京23区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備 【拡充型】対象地域内における特定業務施設の整備 対象業種 ・特定業務施設整備計画の認定事業者	・固定資産税の不均一課税(最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限る) 【移転型】 開始年度:0 第2年度:8分の1 第3年度:8分の3 【拡充型】 開始年度:10分の1 第2年度:3分の1 第3年度:3分の2	—	—	玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
板倉町①	H20.3 条例 H24.12 一部改正 H30.3 一部改正 R2.12 一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上 	3年間免除	—	—	板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例 H20.4施行 H24.12一部改正 H30.3改正 R2.12一部改正
	H22.3 条例 H26.12 一部改正 H30.3 一部改正 R3.3 一部改正	・板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の指定事業者	—	<p>産業施設立地促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付期間:5年 【日本標準産業分類に掲げる製造業に属する業種】 ・固定資産税額の15% 【上記以外の業種】 ・固定資産税額の10% <p>商業施設立地促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額 ・交付期間:5年 <p>雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元新規雇用×10万円 ・限度額:300万円 <p>地球温暖化対策奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新工ネ法対象事業を支援 ・費用の30%(公費負担分除く) ・限度額300万円 <p>緑地設置奨励金(商業施設のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地設置費用の30% ・限度額:300万円 	—	板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例 H22.3.1施行 H26.12一部改正 H30.3一部改正 R3.3一部改正
板倉町②	H28.3 条例 H30.3 一部改正 H30.12 一部改正 R1.9 一部改正 R2.3 一部改正	・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定	<p>【固定資産税軽減税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移転型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○拡充型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3 	—	—	板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例 H28.3施行 H30.3一部改正 H30.12一部改正 R1.9一部改正 R2.3一部改正

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
明和町	H21.9 条例 H23.3 一部改正 H27.6 一部改正	・明和第三工業団地進出企業及び明和大輪西工業団地 ・取得の日以降3年以内に事業開始	—	事業所設置奨励金 ・固定資産税相当額 ・交付期間:5年間 ----- 雇用促進奨励金 ・地元新規雇用×10万円 ・限度額:300万円 ----- 緑地設置奨励金 ・緑地設置費用の30% ・限度額:300万円 ----- 地球温暖化対策奨励金 ・太陽光発電、風力発電及び新エネルギー法対象事業を支援 ・費用の30%(公費負担分除) ・限度額:300万円	—	企業誘致促進条例 H22.4.1施行
千代田町	S50.9	・工場が総額40万円以上の緑化事業実施 ・敷地面積3千㎡以上	—	工場緑化推進事業補助金 ・一律20万円交付	—	工場緑化推進事業補助金交付要綱
	H21.9 条例	・ふれあいタウンちよだ近隣商業用地に進出 ・商業施設設置	—	商業施設立地促進奨励金 ・固定資産税・都市計画税相当額 ・交付期間:5年 ----- 雇用促進奨励金 ・新規雇用数×10万円 ・限度額:200万円 ----- 緑地設置奨励金 ・緑地設置費用の30% ・限度額:300万円 ----- 地球温暖化対策奨励金 ・設備設置費用(公費負担分除)の30% ・限度額:300万円	—	商業施設誘致促進条例 H21.10.1施行

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
	R3.1 条例	<ul style="list-style-type: none"> 西邑楽土地開発公社から事業の用に供する土地を取得した企業 取得の日以降3年以内に事業開始 	-	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地促進奨励金 固定資産税相当額 交付期間:3年間 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 雇用促進奨励金 地元新規雇用×10万円 限度額:200万円 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 緑地設置奨励金 緑地設置費用の30% 限度額:300万円 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策奨励金 太陽光発電、風力発電及び新エネルギー法対象事業を支援 費用の30%(公費負担分除) 限度額:300万円 	-	企業誘致促進条例 R3.1.1施行
大泉町	H22.1 要綱 H29.3 一部改正 R3.3 一部改正	【対象業種】 製造業、道路貨物運輸業、倉庫業、こん包業、卸売業、貸倉庫業 ・大泉町内の工業地域及び工業専用地域に1,500㎡以上の用地を新たに取得し、かつ、原則3年を経過する日までに1,500万円以上の事業所を新設または取得	-	<ul style="list-style-type: none"> 取得用地及び事業所の固定資産税・都市計画税の相当額 交付期間:3年 	-	産業立地振興奨励金交付要項
	H29.3 要綱	【対象業種】 製造業、道路貨物運輸業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、貸倉庫業、宿泊業、飲食サービス業 ・町内事業所のある一団の土地に事業所を新設又は増設 ・建築面積500㎡以上	-	<ul style="list-style-type: none"> 新設又は増設した事業所の固定資産税・都市計画税の相当額 交付期間:3年 		事業所用地活用奨励金交付要項
	H29.3 要綱	・町内在住者を新たに正社員として新規雇用	-	<ul style="list-style-type: none"> 新規雇用×10万円(障害者は15万円) 1事業者あたり上限100人/年 		雇用奨励金交付要項
	H16.1 要綱 H27.3 一部改正 R3.3 一部改正	【対象業種】 製造業 ・償却資産課税台帳に登録されている償却資産で、以下の目的の為に導入された設備 ①生産能力拡大②合理化・省力化③技術・研究開発④新技術開発 ※他の公的助成との併用不可 ※R3.1.2以降に導入する設備については、太陽光発電設備を対象外とする	-	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備の固定資産税相当額 1回のみ交付/上限500万円 ※経過措置 令和3年度までに課税された設備については上限1,000万円 	-	設備導入奨励金交付要項
	H17.9 要綱 H18.9 一部改正	・町内の工場で、総額で30万円以上緑地設置事業を実施 ・工場の敷地面積概ね1,000㎡以上	-	一律95,000円(1工場につき1回)	-	工場緑化推進事業補助金交付要項

企業誘致等に係る群馬県内市町村の優遇制度

市町村	制定年月	条例等対象要件	優遇措置			備考
			地方税減免 (固定資産税等)	奨励金等	その他(融資等)	
邑楽町	S48.4 条例	町内に店舗工場または事業所を有し、かつ、中小企業保険法に定める特定事業を行う者で、一年以上継続して同一業種に属する事業を行っていて、県税及び町税を完納している者	-	-	邑楽町中小企業振興資金 融資 【設備資金】 ・限度額:1500万円 ・期間:8年 ・利率:長期プライムレートに連動(毎月変動) 【運転資金】 ・限度額:500万円 ・期間:10年 ・利率:長期プライムレートに連動(毎月変動)	邑楽町中小企業振興資金融資促進条例
	H7.6 条例	①町内に店舗工場または事業所を有し、かつ、中小企業保険法に定める特定事業を行う者 ②中小企業等協同組合が特定事業を行う者又はその構成員の2/3以上が特定事業を行う者 ③商工組合及び商工組合連合会が特定事業を行う者又はその構成員が特定事業を行う者 上記①②③のいずれかに該当し、一年以上継続して同一業種に属する事業を行っていて、県税及び町税を完納している者	-	-	邑楽町小口資金・特別小口資金融資 【設備資金】 ・限度額:1250万円 ・期間:8年 ・利率:年7.5%以内(現状3.0%) 【運転資金】 ・限度額:1250万円 ・期間:6年 ・利率:年7.5%以内(現状3.0%)	邑楽町小口資金融資促進条例
	H31.4 要綱	①町内に5,000平方メートル以上の土地を取得し、3年以内に事業開始すること ②常時使用する従業員の数が50人(中小企業者にあつては30人)を超え、かつ5人(中小企業者にあつては3人)以上の者を事業を開始した日から1年以内に新規に正規雇用すること ③町税に係る申告をしており、かつ、滞納がないこと	-	【固定資産税奨励金】 事業の用に供する土地に対して賦課される固定資産税相当額を3年間交付 【雇用促進奨励金】 町内在住者を、立地に伴い新規に正規雇用し、1年以上継続して雇用した場合、1人当たり10万円を交付(1事業者1回限り、限度額300万円)	-	邑楽町企業立地奨励金交付要綱

* 条例等対象要件欄の「低工」、「過疎」は、それぞれ「低開発地域工業開発促進法」、「過疎地域自立促進特別措置法」を示し、対象要件は、それぞれの法令で定めるところによる。